

# 指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第6号

平成27年3月25日発行

平成27年3月16日(月)、栃木県指定廃棄物処分場等識者会議が開催され、傍聴してまいりましたので、内容をお知らせします。

## 検証作業の中間報告:

平成27年1月から、有識者会議が国が決めた選定手法(ローカルルール含)により適正に候補地を選定しているかの検証作業を開始し、今回、その中間報告をするために開催されました。

## 49項目中、38項目は適正:

検証は、

- ① 利用可能な国有地・県有地
- ② 安全等の確保に関する事項
- ③ 必要面積を確保した土地の抽出
- ④ 安心等の理解が得られやすい土地の選定

これらを詳細化した50項目の内、津波を除く49項目を検証し、内38項目が「適切」と判断されたことの報告がありました。

しかし、適切とされた項目にも「上流に河川があり降雨の際にどの程度の影響があるかシミュレーションを行うべき」等の意見が出され、次回に報告することになりました。

残りの11項目は、地滑り・斜面崩壊や土石流・自然度等の項目で、多くのデータの検証が必要のため、次回に報告とされました。

なお、「適正」というのは、選定手法に基づき適正に評価されたか検証であり、選定手法そのものの検証ではありません。

## 選定手法に係るデータの欠落:

さらに、データの欠落があったと報告があり、環境省及び県が謝罪する一幕もありました。

- ① 対象となる国有地・県有地  
本来、県有林として加えるべき鹿沼市内の草久保全林(県有林)が正しく登録されていなかった。

しかし、これを加えて正式に選定したところ、この地域は必要面積(2.8ヘクタール)を確保できないことから除外されるものとなったため、評価結果には影響はなかったと説明。

- ② 自然公園(国立・国定)  
尾瀬国立公園の一部が自然公園の一部として加味すべきところが欠落していた。

しかし、緑の回廊として指定されているエリアであり、こちらの要件で除外されており、結果的に影響はなかったと説明。

- ③ 自然災害を考慮して避けるべき地域

評価項目の中で、砂防指定地に該当するエリアで引用したものが3種あるが、最新のデータが反映されていなかった。

…このことによって、砂防指定地として除外されていなかったが、国有地・県有地ではないこと、勾配30度以上の傾斜地に該当するエリア等、必要面積2.8ヘクタールに満たないといういずれかの理由で除外されることとなり、結果的に影響はなかったと説明。

- ④ 自然公園特別地域に関する事項  
宇都宮県立自然公園(特別地域)が欠落していた。

…そもそも国有林・県有林ではないこと、レクリエーションの森として指定されている除外エリアに該当して除外されており、結果的に影響はなかったと説明。

## 本日に謝罪すべき場所は:

環境省は、塩谷町にこの件で謝罪に訪問したいと希望しています。が、決して本町のみで謝罪すべきものではないと考えています。

そうです。市町村長会議の結果を踏まえて進められてきたことでもあるので、本町の謝罪すべき場所は市町村長会議であり、町長は町として謝罪を受ける入る考えはありません。

(環境省から打診がありました。が、塩谷町だけの問題ではないというところで断っています。)

※裏面では、有識者会議の要旨を掲載します。

## 指定廃棄物最終処分場 詳細調査候補地の現地視察を再開します !!

冬季積雪により安全のため休止していました現地視察を再開します。

- 日時 平成27年3月23日(月)~平成27年12月25日(金)の間の平日
- 要件 一日に3名以上で実施  
※人数が多い(10名を超える)場合には車両等の調整のためお時間をいただくこともありますので、ご了承ください。

[電話でのお申込]: 0287-45-1115

[ファックスでのお申込み]: 0287-45-1840

[電子メールでのお申込]: taisaku@town.shiyoa.tochigi.jp



# 指定廃棄物処分場対策班だより

裏面

第6号

平成27年3月25日発行

## 議題(要旨) :

(1) 詳細調査候補地選定プロセスに関する検証結果について  
(中間報告)

① 49項目のうち38項目を適とした。(適というのは選定プロセスどおりかどうかの検証)  
② 県有識者会議からの指摘事項への対応を環境省が説明

② 選定条件の欠落への謝罪

・利用可能な県有地が含まれていない、自然公園が除外されていない状況等が確認されたため、県有識者会議から指摘を行い、公表用資料(図面)に反映させたが、結果的に選定結果に影響はなかったと説明。

〔利用可能な県有林・鹿沼市の草久保全林、除外すべき自然公園・尾瀬国立公園〕 等々

④ 環境省による有識者会議からの指摘事項への回答

・詳細調査で確認して対処法を検討したい。国有識者会議に諮り妥当と判断した。 等々

(2) その他

① 委員と環境省等の質疑応答

【質疑1】 委員

土砂災害危険地域には人家がないため指定されていないということであったが、安全を検証するうえで面積すら調査(測量)できない

状況で中で見通しはあるのか。

【回答1】 環境省

そうした場所も詳細調査を行うことによって危険な場所に造らないよう考えたい。

今回(矢板市の選定撤回の後)、新しい選定プロセスの中で詳細調査を行うことを示しており、地元丁寧な説明をして詳細調査が行えるよう努力したい。

【質疑2】 委員

詳細調査はこれから行われるとのことであるが、調査の結果、望ましい場所でないかと判断され、別のところになることはあるのか。

【回答2】 環境省

現在のところは一箇所であり、そういったことは考えていない。

【質疑3】 委員

周辺のボーリング調査の結果資料等はあるのか。

【回答3】 環境省

現在のところはない。

【質疑4】 委員

候補地上流には川があり、洪水シミュレーションは大切である。

他の4箇所には川が隣接していないので。

【回答4】 環境省

現地ボーリングだけでなく、洪水シミュレーションもしっかり行いたい。

【質疑5】 福田知事

降雨シミュレーションやそれに基づく洪水予想等、情報不足のため詳細調査等で確認をする必要があると指摘した項目以外は環境省から説明をいただきたいが、了承ということでもよろしいか。

【回答5】 座長

詳細調査ができなければ、判断はできない。

あくまでも、この「適」というのは、市町村長会議の方針に沿っていけば「適」としている。

これから詳細調査が行われたうえで危険性が高いと判断されれば問題は生じる。

しかし、問題を考慮して対処するのは県ではなく国ではないのか。

【意見5】 福田知事

これから検証結果をしっかりとアナウンスしてほしい。

【質疑6】 委員

もし次回までにシミュレーションが検討できるのであれば提示いただきたい。

また、2.8ヘクタールの面積も、以前、現地視察を行った際に確保できるのかと疑問を感じた。

(町との現地測量も問題もあり)はつきり結論が出ていないので、しっかりまとめたい。

【回答6】 環境省

(町との現地測量も問題もあり)以前のデータ(国の選定段階で用いたもの)で説明したい。

② 福田知事から一言

国には、わかりやすい資料の作成、丁寧な説明、地元への理解が得られるようお願いしたい。

※資料が添付できず一部わかりにくいものとなったことは、ご了承ください。

## 会議を傍聴しての疑問点:

町による環境省への質問の回答の中で、詳細調査は「市町村長会議において確定した選定手法におけるプロセスの一環として、必要な対策を検討し、安全面では支障がないこと、あるいは事業実施の観点から施工が可能であることとを確認するために行う」とあり、詳細調査を実施さえすればどんなに不適な条件があっても建設可能になってしまうともとれる内容でありますが、質疑応答のやり取りで環境省はこのことを口にしていません。  
この事実を有識者のメンバーに何らかの形で伝えていかないと有識者会議の意義自体が疑問視されると感じました。